

2026年2月25日

株主及び債権者 各位

東京都港区六本木一丁目8番7号
株式会社アイフィスジャパン
代表取締役 大澤 弘毅

簡易合併公告

当社は、2026年1月26日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の100%子会社であるアイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社(住所：東京都港区六本木一丁目8番7号、以下「IIM」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。本合併により、当社は、IIMの権利義務全部を承継して存続し、IIMは解散することとなりましたので公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項、IIMは同法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、当社はIIMの全株式を所有しておりますので、本合併により当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済
IIM：掲載 官報
掲載の日付 2026年2月6日
掲載頁 60頁(号外第27号)

以上